

## 改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による **自然生態系への影響** 及び **農林水産業被害** が **深刻化**
- **狩猟者の減少・高齢化等** により鳥獣捕獲の **担い手が減少**
- ➔ **鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要**

## 改正内容

### 1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「**鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律**」に改め、**法目的に鳥獣の管理**を加える(第1条)。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する(第2条)。

【定義】 生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、  
鳥獣の保護: その 生息数 を適正な水準に 増加 させ、若しくはその 生息地 を適正な範囲に 拡大 させること又はその 生息数 の水準及びその 生息地 の範囲を 維持 すること  
鳥獣の管理: その 生息数 を適正な水準に 減少 させ、又はその 生息地 を適正な範囲に 縮小 させること

### 2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「**鳥獣保護管理事業計画**」に改める(第4条)。また、**特に保護すべき鳥獣のための計画**と、**特に管理すべき鳥獣のための計画**を以下のとおり位置づける(第7条及び第7条の2)。

|              |                        |                                                        |
|--------------|------------------------|--------------------------------------------------------|
| 都道府県<br>知事策定 | 第一種特定鳥獣<br><b>保護計画</b> | その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣<br>(第一種特定鳥獣)の保護に関する計画 |
|              | 第二種特定鳥獣<br><b>管理計画</b> | その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣<br>(第二種特定鳥獣)の管理に関する計画 |

※ 希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定することができることとする(第7条の3及び第7条の4)。

### 3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

**集中的かつ広域的に管理を図る必要**があるとして環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣)について、**都道府県又は国が捕獲等をする事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)を実施することができる**こととする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②**一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和**を行う。(第14条の2)

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影された  
ニホンジカ

### 4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

**鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者**は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が**一定の基準に適合**していることについて、**都道府県知事の認定**を受けることができることとする(第18条の2から第18条の10)。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

### 5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

**都道府県知事の許可**を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、**住居集合地域等**において**麻醉銃による鳥獣の捕獲等**ができることとする(第38条の2)。

### 6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ(20歳以上→18歳以上)(第40条)等

※ 公布の日から起算して1年以内の政令で定める日から施行する(一部を除く)。

# 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律 (平成26年通常国会 法律第46号)

資料 5-②

※ 5月30日公布、5③のみ公布日施行、その他は公布の日から1年以内の政令で定める日から施行

## 改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
  - 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少
- 鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

## 改正内容

1. 題名、目的等の改正
2. 施策体系の整理
3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入
5. その他
  - ① 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可
  - ② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ
  - ③ 公務所等への照会規定の追加

# 1. 題名、目的等の改正(第1条・第2条)

## 【題名】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

## 【目的(第1条)】

この法律は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保(生態系の保護を含む。以下同じ。)、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

## 【定義(第2条)】

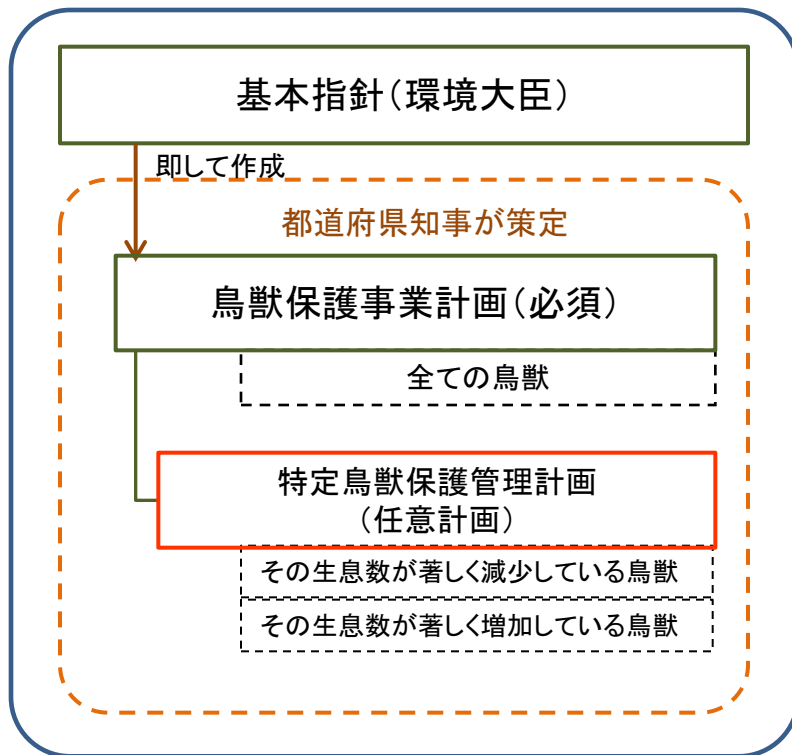
生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、

□ 鳥獣の保護: その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること

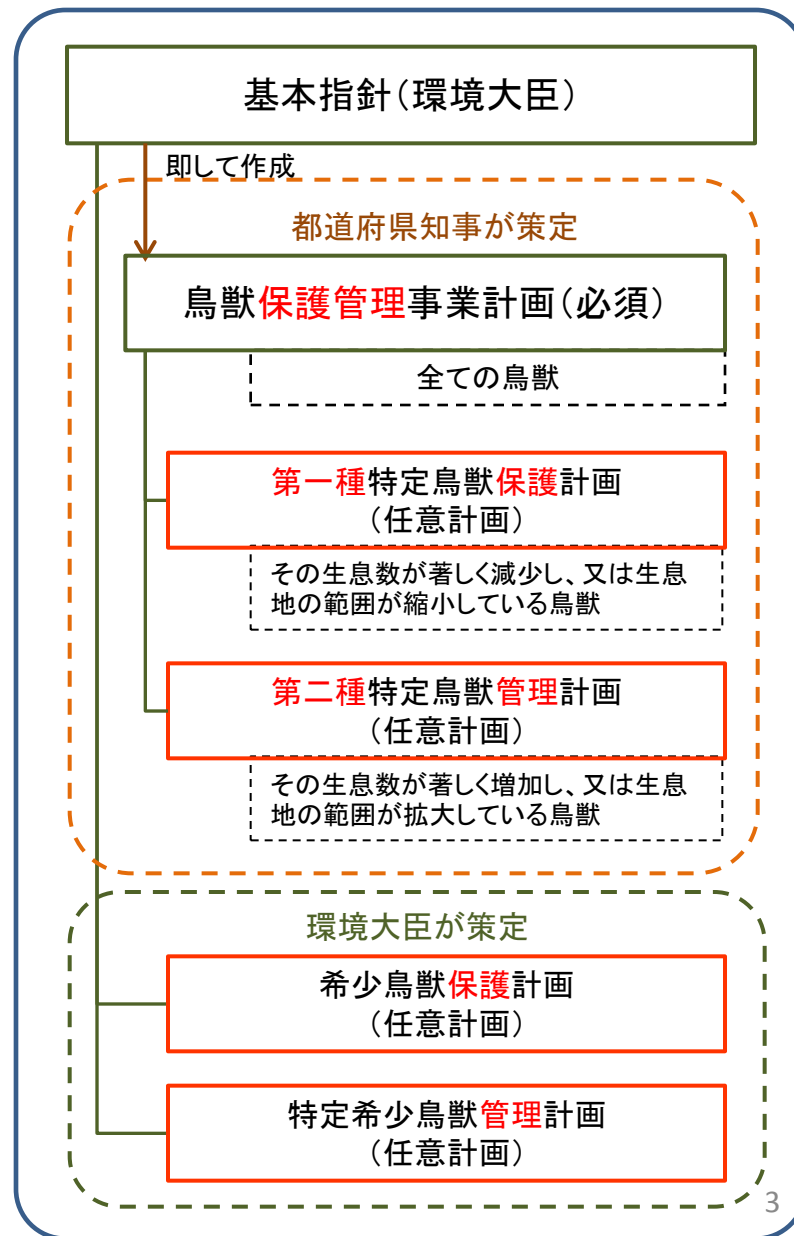
□ 鳥獣の管理: その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

## 2. 施策体系の整理(第3条、第4条、第7条～第7条の4)

### 【現行】

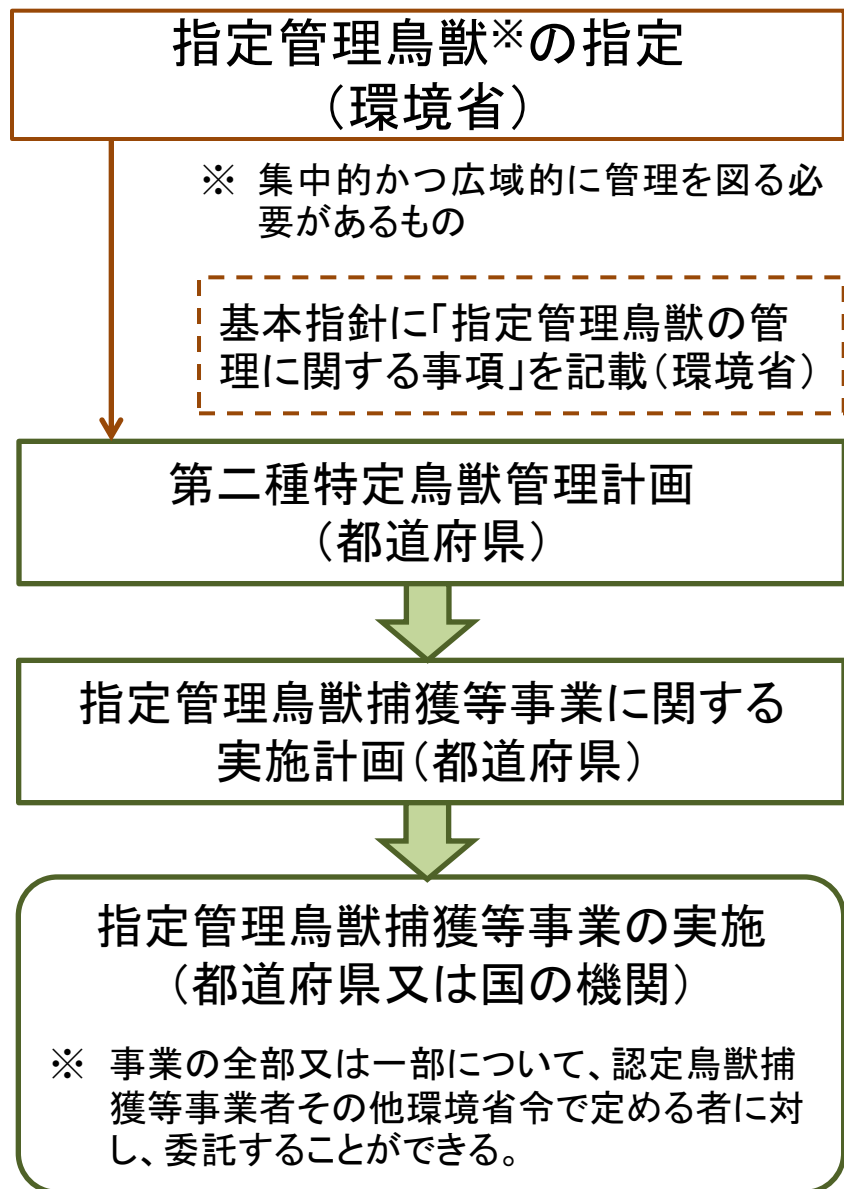


### 【改正法】



### 3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設(第14条の2)

#### 【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】



#### 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- **捕獲等**の禁止(法第8条)を適用しない。
- **鳥獣の放置**の禁止(法第18条)を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- **夜間銃猟**の禁止(法第38条第1項)を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

## 4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入(第18条の2～第18条の10)

鳥獣の捕獲等をする事業  
を実施する者(法人)



都道府県知事

### 【認定の基準】

- ① 安全管理を図るための体制が基準に適合
- ② 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
- ③ 従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
- ④ 従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
- ⑤ その他事業実施のために必要な基準に適合

- ※ 夜間銃猟をしない場合は②を除く。
- ※ 基準の詳細は環境省令で規定。

基準に適合



認定(有効期間3年)

**認定鳥獣捕獲等事業者**

### 認定の効果

#### <法律上の効果>

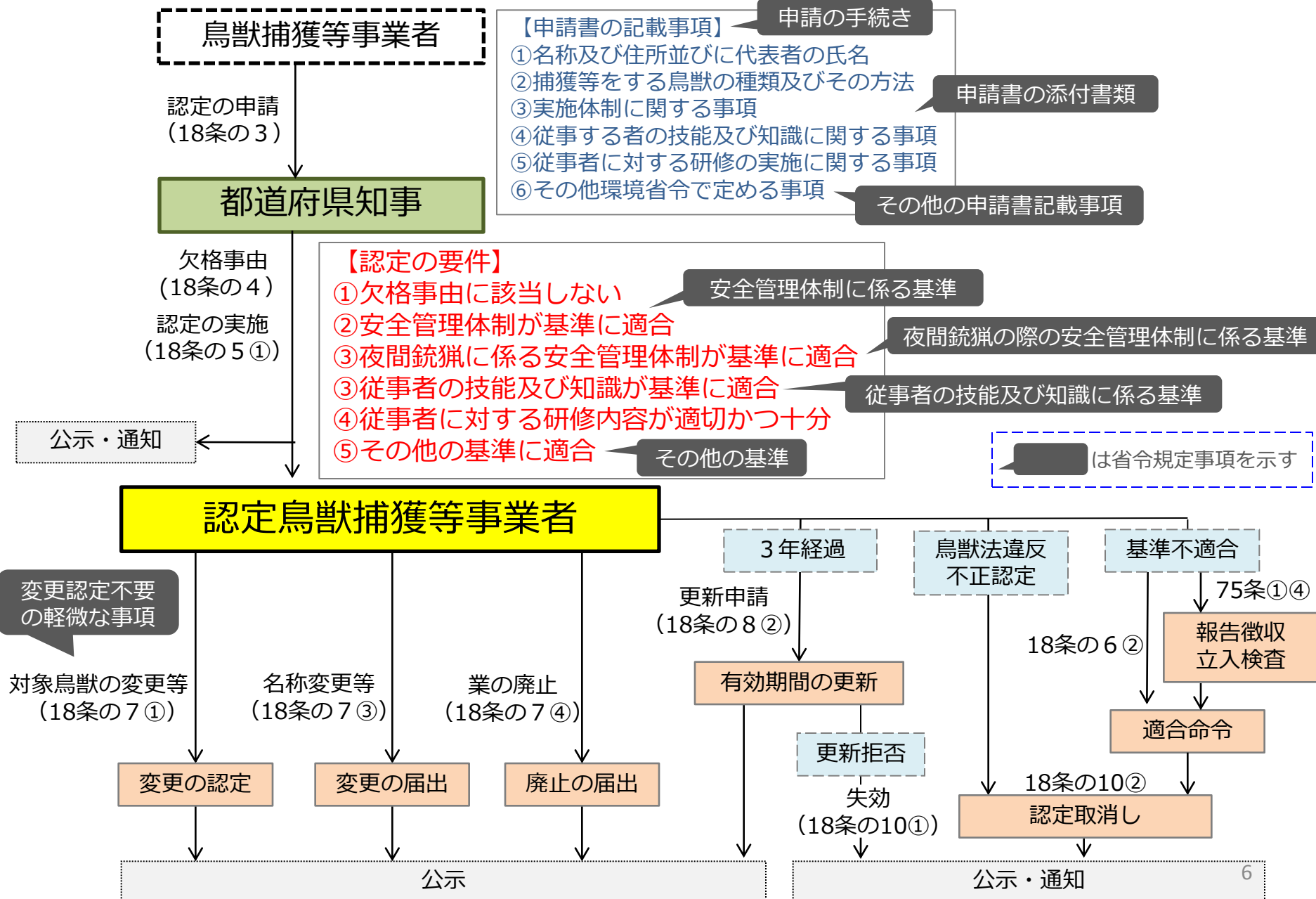
- ☐ 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となれる  
(全ての基準を満たした事業者に限る)
- ☐ 名称使用制限(認定鳥獣捕獲等事業者の一定の質の確保)
- ☐ 従事者の適性試験の免除
- ☐ 捕獲等許可の際の従事者証の発行対象(法人として許可の対象となる)

#### <その他の効果>

- ☐ 安全性・効率性の高い捕獲従事者の安定的確保
- ☐ 都道府県等が事業を委託する際の審査の効率化 等



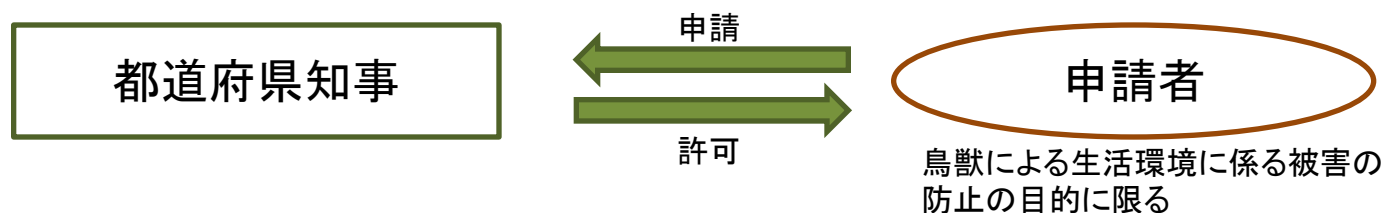
# 認定の流れ



## 5. その他

### ① 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可(第38条・第38条の2)

都道府県知事の許可を受けた者は、生活環境に係る被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等ができることとする。



### ② 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ(第40条)

狩猟免許のうち、網猟免許及びわな猟免許については、欠格事由を「**20才**に満たない者」から「**18才**に満たない者」に引き下げる。

### ③ 公務所等への照会規定の追加(第75条の2)

この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることとする。  
(狩猟免許の欠格事由等に係る情報提供を求めるための法的根拠を整備するもの。)